

Q 突然の解雇通告、どうすれば？

50代のアルバイトです。レストランで10年ほど働いてきました。特に大きな失敗をしたつもりはないのですが、上司から突然、「明日から来なくていい」と言われてしまいました。私はもう働けないのでしょうか。なお、今までに雇用期間を示されたことはありません。

法律 相談室

労働契約は、会社など雇う側の「使用者」と、雇われる側の「労働者」の合意により成立します。民法では雇用期間の取り決めがない場合、2週間の予告期間を設ければ、労働者が「退職」を選択できるなどと定めています。

労働契約は、会社など雇う側の「使用者」と、雇われる側の「労働者」の合意により成立します。民法では雇用期間の取り決めがない場合、2週間の予告期間を設ければ、労働者が「退職」を選択できるなどと定めています。

労働契約は、会社など雇う側の「使用者」と、雇われる側の「労働者」の合意により成立します。民法では雇用期間の取り決めがない場合、2週間の予告期間を設ければ、労働者が「退職」を選択できるなどと定めています。

就業規則の確認を

ては、労働基準法や労働契約法で定められており、解雇の予告期間は30日とされています。例外もありますが、使用者は予告期間を短縮する場合、その日数分の賃金(予告手当)を支払う必要があるとされています。

また、使用者による解雇が「客観的に合理的な理由に過ぎないか」ということとです。正社員やパート、アルバイトといった待遇を問わず、雇用契約を結んでいけば適用されます。

ご相談の件ですが、使用者から解雇理由の説明はあったのでしょうか。納得できず、より詳しい説明を得たいと感じたら、労働者は使用者に「解雇理由証明書」の発行を求めることができます。ここに記載された解雇理由は、訴訟の際に追加できないこともあるため、使用者は正確に記すことが求められます。

まず就業規則を確認し、解雇理由証明書をよく読んでください。その上で、

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会(千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634)に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円(一部を除く)です。



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」